

横須賀市報

号外第 30 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次	
条 例	
◇行政組織条例中一部改正……………	2
◇コミュニティセンター条例中一部改正……………	〃
◇基金条例中一部改正……………	〃
◇横須賀市市税条例中一部改正……………	〃
◇手数料条例中一部改正……………	3
◇都市公園条例中一部改正……………	〃
◇市営住宅条例中一部改正……………	〃
◇地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例中一部改正……………	〃
◇横須賀市下水道条例中一部改正……………	4
◇横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例中一部改正……………	〃

本号で公布された条例のあらまし

○行政組織条例の一部を改正する条例（条例第65号）

- 1 行政課題に対して、より機動的かつ効率的に取り組むため、3部を新設し、1部の名称の変更及び民生局への追加をし、6部を廃止する。
- 2 施行期日 令和4年4月1日

○コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（条例第66号）

- 1 追浜コミュニティセンター南館を廃止する。
- 2 長浦コミュニティセンターの集会室兼体育室の使用料を改める。
- 3 施行期日 令和4年4月1日

○基金条例の一部を改正する条例（条例第67号）

- 1 動物愛護基金を設置する。
- 2 施行期日 公布の日（令和3年12月17日）

○横須賀市市税条例の一部を改正する条例（条例第68号）

- 1 市民税の減免の対象となる法人の規定を改める。
- 2 施行期日 令和4年4月1日

○手数料条例の一部を改正する条例（条例第69号）

- 1 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の改正に伴い、屋台型臨時営業許可申請手数料を設ける。
- 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請等手数料を改定し、及び住宅の容積率の特例許可申請手数料を設ける。
- 3 施行期日 令和4年2月20日。ただし、一部については、令和4年6月1日

○都市公園条例の一部を改正する条例（条例第70号）

- 1 猿島公園の入園料を改定する。
- 2 施行期日 令和4年4月1日

○市営住宅条例の一部を改正する条例（条例第71号）

- 1 一部の市営住宅の入居者の資格を改める。
- 2 施行期日 令和4年4月1日

○地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（条例第72号）

- 1 安針台地区地区整備計画区域ほか9区域の建築物の用途の制限等の規定を改める。
- 2 施行期日 公布の日（令和3年12月17日）

○横須賀市下水道条例の一部を改正する条例（条例第73号）

- 1 使用の態様の変更の届出を義務付ける。水道水以外の水を使用する使用者に係る規定を設ける。
- 2 事業者等が水道水以外の水（井戸水等）を使用し公共下水道に排除する場合の、当該使用水量の計測装置の設置及び指針の報告を義務付ける。
- 3 汚水排出量の減量認定制度を明記し、排出水量の計測装置の設置及び指針の報告を義務付ける。
- 4 立入検査等の規定を設ける。
- 5 立入検査等を拒んだ者、計測装置の設置命令に違反した者等に対する過料の規定を設ける。
- 6 施行期日 令和4年4月1日

○横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第74号）

- 1 横須賀美術館の設置、管理及び廃止に関する事務を市長が管理し、及び執行することとする。
- 2 施行期日 令和4年4月1日
- 3 この条例の改正に伴い、次に掲げる条例の条文整備を行う。
 - (1) 横須賀美術館運営評価委員会条例
 - (2) 横須賀美術館美術品評価委員会条例
 - (3) 美術館条例

条 例

行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第65号

行政組織条例の一部を改正する条例

行政組織条例（昭和44年横須賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 福祉子ども部

(8) 地域支援部

第1条第1項第10号を削り、同項第11号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 環境部

第1条第1項第12号及び第13号を削り、同項第14号を同項第12号とし、同項第15号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 建設部

第1条第1項第16号及び第17号を削り、同条第2項中「前項第8号から第11号まで」を「前項第7号から第10号まで」に改める。

第2条市長室の部第2号中「広報」を「危機管理」に改め、同部第4号中「基地対策」を「基地政策」に改め、同条経営企画部の部第2号を同部第3号とし、同部第1号の次に次の1号を加える。

(2) 広報に関すること。

第2条市民部の部を削り、同条福祉部の部各号列記以外の部分中「福祉部」を「福祉子ども部」に改め、同部第1号中「こども育成部及び」を削り、同部第2号中「国民健康保険及び」を削り、同部に次の2号を加える。

(3) 児童に関すること（こども家庭支援センターが所掌するものを除く。）。

(4) 青少年に関すること（こども家庭支援センターが所掌するものを除く。）。

第2条福祉子ども部の部の次に次のように加える。

地域支援部

(1) 市民協働の推進に関すること。

(2) 男女共同参画の推進に関すること。

(3) 社会事業に関すること。

(4) 地域安全に関すること。

(5) 戸籍、住民記録及び国民年金に関すること。

(6) 消費生活及び計量に関すること。

第2条健康部の部第1号中「（こども育成部が所掌するものを除く。）」を削り、同部に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険に関すること。

第2条こども育成部の部を削り、同条環境政策部の部各号列記以外の部分中「環境政策部」を「環境部」に改め、同部に次の1号を加える。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

第2条資源循環部の部を削り、同条経済部の部第1号中「及び農業」を「農業及び水産業」に改め、同条土木部の部各号列記以外の部分中「土木部」を「建設部」に改め、同部第1号中「土木」を「道路」に改め、同部第2号を削り、同部第3号を同部第2号とし、同部に次の3号を加える。

(3) 公園及び緑地に関すること。

(4) 自然環境に関すること。

(5) 港湾及び漁港に関すること。

第2条みなと振興部の部を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

~~~~~  
コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

## 横須賀市条例第66号

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表追浜コミュニティセンターの項中

|             |                |
|-------------|----------------|
| 横須賀市夏島町7番地  | 追浜コミュニティセンター南館 |
| 横須賀市夏島町12番地 | 追浜コミュニティセンター北館 |

を

|             |                |
|-------------|----------------|
| 横須賀市夏島町12番地 | 追浜コミュニティセンター北館 |
|-------------|----------------|

に

改める。

別表第2第1項の表長浦コミュニティセンターの項中「600」を「900」に改め、同表第2項の表追浜コミュニティセンター南館の項を削り、同表追浜コミュニティセンター北館の項中

|     |   |          |       |
|-----|---|----------|-------|
| 600 | を | 円<br>600 | に改める。 |
|-----|---|----------|-------|

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2第1項の表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

~~~~~  
基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第67号

基金条例の一部を改正する条例

基金条例（昭和39年横須賀市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条の表「よかった ありがとう。」基金の項の次に次のように加える。

動物愛護基金	動物愛護の施策を推進するための必要な費用に充当
--------	-------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
横須賀市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

## 横須賀市条例第68号

横須賀市市税条例の一部を改正する条例

横須賀市市税条例（昭和46年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第17条第4号を次のように改める。

(4) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等であって、収益事業を行わないもの

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の横須賀市市税条例第17条第4号の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する市民税について適用し、同日前に納期限が到来する市民税については、なお従前の例による。

~~~~~  
手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第69号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「から第3号まで及び第6号」を削る。別表第4第1項第2号中「飲食店営業許可申請手数料 16,000円」を「飲食店営業許可申請手数料」に改め、同号に次のように加える。

- ア 屋台型臨時営業 4,000円
- イ ア以外の営業 16,000円

別表第7第1項第15号中「以下」の次に「この項において」を加え、同表第2項第1号列記以外の部分中「第3項」を「第5項」に、「からウまで」を「及びイ」に改め、同号アを次のように改める。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）が提出された場合

- (ア) 住戸の総数が1のもの 8,000円
- (イ) 住戸の総数が2以上5以下のもの 15,000円
- (ウ) 住戸の総数が6以上10以下のもの 26,000円
- (エ) 住戸の総数が11以上25以下のもの 41,000円
- (オ) 住戸の総数が26以上50以下のもの 71,000円
- (カ) 住戸の総数が51以上100以下のもの 12万円
- (キ) 住戸の総数が101以上200以下のもの 19万円
- (ク) 住戸の総数が201以上300以下のもの 24万円
- (ケ) 住戸の総数が301以上のもの 26万円

別表第7第2項第1号イを削り、同号ウ列記以外の部分中「及びイ」を削り、同号ウ（エ）中「30」を「25」に改め、同号ウ（オ）中「31」を「26」に改め、同号ウを同号イとし、同項第2号列記以外の部分中「第3項」を「第5項」に改め、同号ア列記以外の部分中「適合証」を「確認書等」に改め、同号ア（ア）中「9,100円」を「12,000円」に改め、同号ア（イ）中「18,000円」を「23,000円」に改め、同号ア（ウ）中「32,000円」を「4万円」に改め、同号ア（エ）中「30」を「25」に、「46,000円」を「61,000円」に改め、同号ア（オ）中「31」を「26」に、「87,000円」を「11万円」に改め、同号ア（カ）中「15万円」を「17万円」に改め、同号ア（キ）中「25万円」を「29万円」に改め、同号ア（ク）中「30万円」を「36万円」に改め、同号ア（ケ）中「32万円」を「40万円」に改め、同号イ（エ）中「30」を「25」に改め、同号イ（オ）中「31」を「26」に改め、同項第3号列記以外の部分中「第3項」を「第5項」に改め、同項第4号列記以外の部分中「からウまで」を「及びイ」に改め、同号ア列記以外の部分中「適合証」を「確認書等」に改め、同号ア（ア）中「3,000円」を「4,000円」に改め、同号ア（イ）中「6,000円」を「7,500円」に改め、同号ア（ウ）中「10,500円」を「13,000円」に改め、同号ア（エ）中「30」を「25」に、「15,500円」を「20,500円」に改め、同号ア（オ）中「31」を「26」に、「29,000円」を「35,500円」に改め、同号ア（カ）中「49,500円」を「6万円」に改め、同号ア（キ）中「8万円」を「95,000円」に改め、同号ア（ク）中「10万円」を「12万円」に改め、同号ア（ケ）中「105,000円」を「13万円」に改め、同号イを削り、同号ウ列記以外の部分中「及びイ」を削り、同号ウ（エ）中「30」を「25」に改め、同号ウ（オ）中「31」を「26」に改め、同号ウを同号イとし、同項第5号ア列記以外の部分中「適合証」を「確認書等」に改め、同号ア（ア）中「4,550円」を「6,000円」に改め、同号ア（イ）中「9,000円」を「11,500円」に改め、同号ア（ウ）中「16,000円」を「2万円」に改め、同号ア（エ）中「30」を「25」に、「23,000円」を「30,500円」に改め、同号ア（オ）中「31」を「26」に、「43,500円」を「55,000円」に改め、同号ア（カ）中「75,000円」を「85,000円」に改め、同号ア（キ）中「125,000円」を「145,000円」に改め、同号ア（ク）中「15万円」を「18万円」に改め、同号ア（ケ）中「16万円」を「20万円」に改め、同号イ（エ）中「30」を「25」に改め、同

号イ（オ）中「31」を「26」に改め、同項第7号中「変更認定の申請」の次に「又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請」を、「住宅の譲受人を決定した場合」の次に「又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合」を加え、同項に次の1号を加える。

(9) 第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

住宅の容積率の特例許可申請手数料 16万円

附 則

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条第1項第4号の改正規定及び別表第7第1項第15号の改正規定 公布の日
- (2) 別表第4第1項第2号の改正規定及び同号に次のように加える改正規定 令和4年6月1日

2 この条例施行の日前に登録住宅性能評価機関が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証した書類が提出された場合の申請に対する審査に係る手数料については、改正後の別表第7第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第70号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1号エの表猿島公園の項を次のように改める。

猿島公園	本市に住所を有する者	小学生 中学生	1人1回につき	円 130
		15歳以上の者 (中学生を除く。)	1人1回につき	250
	上記以外の者	小学生 中学生	1人1回につき	250
		15歳以上の者 (中学生を除く。)	1人1回につき	500

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第71号

市営住宅条例の一部を改正する条例

市営住宅条例（平成9年横須賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「いう。）」の次に「又は市長が別に定める者」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第72号

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和

63年横須賀市条例第24号)の一部を次のように改正する。
 別表第2第9項の表(1)の項中「郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和24年法律第213号)第2条に規定する郵便窓口業務を含む。以下」を「以下」に改め、同表第16項の表(1)の項中「囲碁教室その他これらに類するもの」の次に「並びに郵便の業務の用に供する施設」を加え、同表第23項の表(1)の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表第34項の表(1)の項中「別表第2(ぬ)第1号」を「別表第2(る)項第1号」に改め、同表第38項の表(1)の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表第39項の表(3)の項及び第40項の表(3)の項中「同条第5項第1号」を「同条第6項第1号」に改め、同表第46項の表(1)の項及び第47項の表(1)の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表第49項の表(1)の項中「別表第2(り)項第3号(1)から(3)まで」を「別表第2(ぬ)項第3号(1)から(3)まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横須賀市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第73号

横須賀市下水道条例の一部を改正する条例

横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(水道水以外の水を使用する場合の届出等)

第5条の2 使用者は、井戸水その他の水道水以外の水(以下「井戸水等」という。)の使用により汚水を公共下水道に流入させることとなったときは、管理者が別に定めるところによりあらかじめ届け出なければならない。使用の態様を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の場合において、当該井戸水等を使用するために設備の新設等を行おうとする者は、その新設等について管理者の確認を受けなければならない。

3 前項の規定により確認を受けた者は、その新設等が完了したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

第6条第1項中「前条」を「第5条」に改める。

第14条第2項各号列記以外の部分中「量」の次に「(次項及び次条第2項第1号において「排除汚水量」という。)」を加え、同項第1号中「の場合」の次に「(第3号の場合を除く。)」を加え、「水道使用料金」を「水道料金」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 井戸水等使用の場合(次号の場合を除く。) 井戸水等の使用量を計測するための計測装置により計測した使用量。ただし、計測装置の設置が困難であると管理者が認めた場合その他計測装置による計測ができない場合は、管理者が認定する。

第14条第2項に次の1号を加える。

(3) 水道水と井戸水等を併用して使用する場合 水道料金の算定の基礎となった使用量に計測装置により計測した当該井戸水等の使用量又は管理者が認定した汚水の量を加えた量

第14条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、使用者の汚水の全てが公共下水道に流入されるものではないと管理者が認める場合の当該使用者については、排除汚水量を前項の規定により算定する汚水の量から公共下水道に流入されない汚水に係る使用量を計測するための計測装置により計測した使用量を差し引いた量とする。この場合において、計測装置の設置が困難であると管理者が認めるときその他計測装置による計測ができないときの当該使用者については、排除汚水量を管理者が認定する。

第14条の2第2項第1号中「使用者が排除した汚水の量」を「排除汚水量」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(計測装置)

第14条の3 第14条第2項第2号若しくは第3号又は第3項の規定により計測装置による計測を行うことにより使用料を算定する使用者(以下「計測装置設置使用者」という。)は、計測装置(適正に計測できるものとして管理者が認めるものに限る。)を設置しなければならない。

2 計測装置設置使用者は、計測装置の設置について、あらかじめ管理者へ届け出なければならない。当該届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 計測装置設置使用者は、計測装置の設置が完了したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

4 管理者は、計測装置設置使用者が正当な理由なく計測装置を設置しないときは、その者に対し、期限を定めて、計測装置を設置することを命ずることができる。

5 計測装置を設置した者は、横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第31条第1項に規定する定例検針日以後速やかに、当該計測装置により計測した当該定例検針日までの期間に係る使用水量を管理者に報告しなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(立入検査等)

第15条の2 管理者は、使用料を適正に徴収するために必要であると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、他人の土地又は建築物に立ち入り、必要な関係書類、排水設備、給水装置、井戸、計測装置その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第19条の3第3号中「使用者」を「公共下水道敷使用者」に改める。

第30条第8号中「確認の書類」の次に「、第5条の2第1項若しくは第3項の規定による届出の書類、同条第2項の規定による確認の書類」を加え、同号を同条第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 第15条の2第1項の規定による立入検査又は質問を拒んだ者

第30条第7号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 第14条の3第4項の規定による命令に違反した者

第30条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第5条の2第2項の規定による確認を受けないで、同項に規定する設備の新設等を行った者

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の2第2項及び第3項の規定は、この条例施行の日以後に行われる井戸水等の使用のための設備の新設等について適用する。

横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第74号

横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成28年横須賀市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条中「スポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)」を「次に掲げる教育に関する事務」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 法第23条第1項第1号に規定する特定社会教育機関(以下単に「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び

廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

本則に次の1条を加える。

（特定社会教育機関）

第3条 特定社会教育機関は、美術館条例（平成18年横須賀市条例第35号）に規定する横須賀美術館とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正後の第2条第1号に掲げる教育に関する事務に係る法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 横須賀美術館運営評価委員会条例（平成25年横須賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 4 この条例の施行日の前日において前項の規定による改正前の横須賀美術館運営評価委員会条例第1条に規定する横須賀美術館運営評価委員会（以下「旧運営評価委員会」という。）の委員である者は、施行日に前項の規定による改正後の横須賀美術館運営評価委員会条例（以下「新運営評価委員会条例」という。）第2条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。
- 5 前項の規定により委嘱されたものとみなされる横須賀美術館運営評価委員会の委員の任期は、新運営評価委員会条例第2条第3項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧運営評価委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 6 横須賀美術館美術品評価委員会条例（平成25年横須賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条第2項及び第3条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。
- 7 この条例の施行日の前日において前項の規定による改正前の横須賀美術館美術品評価委員会条例第1条に規定する横須賀美術館美術品評価委員会（以下「旧美術品評価委員会」という。）の委員である者は、施行日に前項の規定による改正後の横須賀美術館美術品評価委員会条例（以下「新美術品評価委員会条例」という。）第2条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。
- 8 前項の規定により委嘱されたものとみなされる横須賀美術館美術品評価委員会の委員の任期は、新美術品評価委員会条例第2条第3項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧美術品評価委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 9 美術館条例（平成18年横須賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項、第4条各号列記以外の部分、第5条第5項及び第6項、第6条、第7条第2項及び第3項、第9条各号、第10条第3号並びに第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表第1項の表企画展の項中「教育委員会」を「市長」に改め、同表備考に関する部分第2項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。